

東久留米市家庭廃棄物指定収集袋の外袋への広告掲載に関する取扱基準

(目的)

第1 この基準は、東久留米市公共物等有料広告掲載取扱要綱(平成17年東久留米市訓令乙第1号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、東久留米市家庭廃棄物指定収集袋の外袋(以下「外袋」という。)に掲載する有料広告の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(広告を掲載する位置及び規格並びに広告を掲載する外袋の種類及び広告料等)

第2 広告の位置は、外袋の表面下部に1枠を設け掲載する。

2 広告の文字色及びサイズ並びに広告を掲載する外袋の種類及び広告料は、別表のとおりとする。

(広告を掲載した外袋の販売期間)

第3 広告を掲載した外袋の販売期間は、募集要領において定める。

(広告掲載の範囲)

第4 外袋に掲載を認める広告は、市民生活に関連したものであって、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広告媒体の公共性、中立性又は市の信用、品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 東久留米市家庭廃棄物指定収集袋の取扱店舗に係るもの
- (6) その他市の掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 広告は、広告主の製品・サービス等を市が推奨しているとの誤解を与える表現を用いないものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5 募集は、原則として市のホームページ及び広報ひがしくるめに掲載し、公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には第4の規定を踏まえ広告主を選定し、直接、広告掲載の依頼を行うことができる。

- (1) 応募者がない場合
- (2) その他市長が必要と認める場合

(広告掲載の申し込み)

第6 広告掲載希望者は、要綱第8に規定する東久留米市広告掲載申込書に広告原稿又は原稿に準ずる電子データ等を添付して、市長に申し込むものとする。

2 市長は、必要に応じて、申し込みの際に業務内容等がわかる書類(登記簿謄本の写し、履歴事項全部証明書、納税証明書等をいう。)の提示若しくは提出を求めることができるものとする。

(広告掲載の決定)

第7 市長は、第6の申し込みがあったときは、要綱第9に規定する東久留米市広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)による審査を経て広告掲載の可否を決定し、その結果を要綱第9第8項に規

定する広告掲載決定通知書又は広告非掲載決定通知書により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、市が指定する方法及び期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第9 広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

3 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等があったときは、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載に係る経費の負担及び広告原稿の提出)

第10 広告原稿は、広告主の負担で作成し、市が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11 市長は、広告の掲載が決定した後でも次の各号のいずれかに該当し、広告掲載に支障があると認めたときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 市長が指定する期日までに掲載原稿を提出しなかったとき
- (3) 広告主が社会的な信用を著しく損なうような事件、事故を起こしたとき
- (4) 広告主が書面により、広告の掲載の取り下げを申し出たとき
- (5) 要綱及び基準の規定に違反していると認められたとき
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めたとき

(広告掲載料の還付)

第12 納入された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料の一部または全額を還付する。

(損害賠償)

第13 広告主は、その責めに帰すべき理由により広告掲載ができなくなり、市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(その他)

第14 第6の規定による申し込みがないときは、市の広告等を掲載することができる。

2 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成31年2月22日から施行する。

この基準は、令和2年2月7日から施行する。

この基準は、令和3年1月21日から施行する。

この基準は、令和4年2月14日から施行する。

この基準は、令和5年2月7日から施行する。

別表

種類	広告文字色	広告サイズ	1組当たりの広告料
燃やせるごみ用 ミニ(5ℓ)	白地に緑色	縦50mm・横80mm	1円
燃やせるごみ用 小(10ℓ)	白地に緑色	縦40mm・横120mm	1. 2円
燃やせるごみ用 中(20ℓ)	白地に緑色	縦50mm・横130mm	1. 625円
燃やせるごみ用 大(40ℓ)	白地に緑色	縦50mm・横180mm	2. 25円
燃やせないごみ用 小(10ℓ)	白地に青色	縦40mm・横120mm	1. 2円
燃やせないごみ用 中(20ℓ)	白地に青色	縦50mm・横130mm	1. 625円
容器包装プラスチック用 小(10ℓ)	白地に茶色	縦40mm・横120mm	1. 2円
容器包装プラスチック用 中(20ℓ)	白地に茶色	縦50mm・横130mm	1. 625円
容器包装プラスチック用 大(40ℓ)	白地に茶色	縦50mm・横180mm	2. 25円

備考

- 1 広告掲載料は、1組当たりの広告掲載料に当該指定収集袋の作成組数を乗じて得た額とし、算出された額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 指定収集袋の作成組数は、募集要領において定める。